

中部労働技能教習センター

令和3年度

労働安全衛生法に基づく

資格取得講習等のご案内

当センターで取得できる資格

実技教習(免許教習)

- クレーン・デリック運転士免許
- 移動式クレーン運転士免許

技能講習

- 車両系建設機械(整地等)運転
- 車両系建設機械(解体用)運転
- 車両系建設機械(基礎工事用)運転
- 不整地運搬車運転
- 高所作業車運転
- 小型移動式クレーン運転
- 床上操作式クレーン運転
- 玉掛け
- はい作業主任者
- フォークリフト運転
- ショベルローダー等運転

セット講習のご案内

- 小型移動式クレーン運転技能講習
+玉掛け技能講習(セット講習)
- 玉掛け技能講習(セット講習)
+クレーン運転特別教育

特別教育

- クレーン運転
- 小型車両系建設機械運転
- ローラー運転
- 高所作業車運転
- フォークリフト運転
- 巻上げ機運転
- ロープ高所作業
- フルハーネス型墜落制止用器具使用作業
- 伐木等の業務(チェーンソー)

47年の
歴史と
29万人の
実績

安全衛生教育

- 車両系建設機械(整地等)運転業務従事者
- 玉掛け業務従事者
- フォークリフト運転業務従事者
- はい作業従事者
- 刈払機取扱作業従事者
- チェーンソーを用いて行う伐木等業務従事者
- 振動工具(チェーンソー以外)取扱作業従事者
- 丸のこ等取扱作業従事者

充実した施設、充実した講習

長野労働局長登録教習機関
長野県知事認定職業能力開発校



一般社団法人 中部労働技能教習センター

受講資格と受講料

★人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース-経費助成・賃金助成)該当

☆人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース-経費助成)該当

実技教習全科目及び技能講習全科目の登録有効期間は2024年3月30日

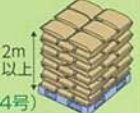
教材費には、教本代その他、講習等に必要ない教材に係る経費も含まれます。

受講料・教材費は税込

実技教習(免許教習)

技能講習

種目名	コース	日数	学科	実技	教習料	教材費	建助	受講資格等
クレーン・デリック運転士 (つり上げ荷重 5トン以上)  (長野労働局長登録番号第73号)	1	6日	11H	9H	121,000円	3,200円	★	学科試験準備講習を受講される方
	2	6日	—	9H	104,500円	—	☆	学科試験に合格された方など学科試験準備講習を受講されない方
移動式クレーン運転士 (つり上げ荷重 5トン以上)  (長野労働局長登録番号第38号)	1	6日	11H	9H	104,500円	3,200円	★	学科試験準備講習を受講される方
	2	6日	—	9H	88,000円	—	☆	学科試験に合格された方など学科試験準備講習を受講されない方

種目名	コース	日数	学科	実技	受講料	教材費	建助	受講資格等
車両系建設機械 (整地・運搬・積み込み用 及び掘削用)運転 (機体質量3トン以上)  (長野労働局長登録番号第40号)	1	2日	9H	5H	35,200円	1,700円	★	①大型特殊自動車免許をお持ちの方 ②大型・中型・準中型又は普通自動車免許を所持し、特別教育修了者で車両系建設機械又は不整地運搬車の運転の業務従事経験が、3月以上ある方 ③不整地運搬車運転技能講習を修了された方 ※①～③のいずれかに該当
	2	5日	13H	25H	74,800円	1,700円	★	講習科目の一部免除のない方
車両系建設機械 (解体用)運転 (機体質量3トン以上)  (長野労働局長登録番号第69号)	1	1日	3H	2H	18,700円	1,700円	★	車両系建設機械(整地等)運転技能講習を修了された方
	2	4日	10H	15H	91,300円	3,200円	★	移動式クレーン運転士免許をお持ちの方
車両系建設機械 (基礎工事用)運転 (機体質量3トン以上)  (長野労働局長登録番号第61号)	1	2日	10H	5H	49,500円	3,200円	★	①大型特殊自動車免許をお持ちの方 ②大型・中型・準中型又は普通自動車免許を所持し、特別教育修了者で車両系建設機械又は不整地運搬車の運転業務従事経験が、3月以上ある方 ③車両系建設機械(整地等)・(解体用)、不整地運搬車運転技能講習を修了された方 ※①～③のいずれかに該当
	2	4日	10H	15H	91,300円	3,200円	★	①大型特殊自動車免許をお持ちの方 ②大型・中型・準中型又は普通自動車免許を所持し、特別教育修了者で車両系建設機械又は不整地運搬車の運転業務従事経験が、3月以上ある方 ③車両系建設機械(整地等)又は(解体用)運転技能講習を修了された方 ※①～③のいずれかに該当
不整地運搬車運転 (最大積載量1トン以上)  (長野労働局長登録番号第70号)	1	2日	7H	4H	35,200円	1,700円	★	①大型特殊自動車免許をお持ちの方 ②大型・中型・準中型又は普通自動車免許を所持し、特別教育修了者で車両系建設機械又は不整地運搬車の運転業務従事経験が、3月以上ある方 ③車両系建設機械(整地等)又は(解体用)運転技能講習を修了された方 ※①～③のいずれかに該当
高所作業車運転 (作業床の高さ 10メートル以上)  (長野労働局長登録番号第68号)	1	2日	6H	6H	37,400円	1,700円	★	①移動式クレーン運転士免許をお持ちの方 ②小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ※①・②のいずれかに該当
	2	2日	8H	6H	38,500円	1,700円	★	①大型特殊自動車・大型・中型・準中型又は普通自動車免許をお持ちの方 ②フォークリフト、ショベルローダー等、不整地運搬車、車両系建設機械(整地等)・(解体用)・(基礎工事用)運転技能講習を修了された方 ※①・②のいずれかに該当
小型移動式クレーン運転 (つり上げ荷重1トン以上5トン未満)  (長野労働局長登録番号第65号)	1	3日	10H	6H	34,100円	1,700円	★	①クレーン、デリック又は揚貨装置運転士免許をお持ちの方 ②床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ③玉掛け技能講習を修了された方 ※①～③のいずれかに該当
	2	3日	13H	7H	36,300円	1,700円	★	講習科目の一部免除のない方
床上操作式 クレーン運転 (つり上げ荷重 5トン以上)  (長野労働局長登録番号第71号)	1	3日	10H	6H	34,100円	1,700円	★	①移動式クレーン、デリック又は揚貨装置運転士免許をお持ちの方 ②小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ③玉掛け技能講習を修了された方 ※①～③のいずれかに該当
	2	3日	13H	7H	36,300円	1,700円	★	講習科目の一部免除のない方
玉掛け (制限荷重1トン以上の揚貨装置 又はつり上げ荷重1トン以上の クレーン・移動式クレーン・ デリックの玉掛け)  (長野労働局長登録番号第45号)	1	2日	9H	6H	17,600円	1,700円	★	①クレーン、移動式クレーン、デリック又は揚貨装置士免許をお持ちの方 ②小型移動式クレーン又は床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ※①・②のいずれかに該当
	2	3日	12H	7H	19,800円	1,700円	★	講習科目の一部免除のない方
はい作業主任者  (長野労働局長登録番号第104号)	1	2日	12H	—	11,000円	1,700円	—	「はい付け」又は「はい崩し」作業が3年以上の実務経験がある方

※各種目とも一定の受講者数に満たない場合は、講習等の実施を見合わせる場合があります。

技能講習

種目名	コース	日数	学科	実技	受講料	教材費	建助	受講資格等
フォークリフト運転 (最大荷重1トン以上)  (長野労働局長登録番号第48号)	1	2日	7H	4H	18,700円	1,700円	—	①大型特殊自動車免許(カタビラ限定を除く)をお持ちの方 ②大型・中型・準中型・普通又は大型特殊自動車免許(カタビラ限定に限る)を所持し、特別教育修了者で最大荷重1トン未満のフォークリフト運転の業務従事経験が3月以上ある方 ※①・②のいずれかに該当
	2	4日	7H	24H	33,000円	1,700円	—	大型・中型・準中型・普通又は大型特殊自動車免許(カタビラ限定に限る)をお持ちの方
	3	5日	11H	24H	35,200円	1,700円	—	講習科目の一部免除のない方
ショベルローダー等運転 (最大荷重1トン以上)  (長野労働局長登録番号第49号)	1	2日	7H	4H	18,700円	1,700円	—	①大型特殊自動車免許(カタビラ限定を除く)をお持ちの方 ②大型・中型・準中型・普通又は大型特殊自動車免許(カタビラ限定に限る)を所持し、特別教育修了者で最大荷重1トン未満のショベルローダー又はフォークローダー運転の業務従事経験が3月以上ある方 ※①・②のいずれかに該当
	2	4日	7H	24H	33,000円	1,700円	—	大型・中型・準中型・普通又は大型特殊自動車免許(カタビラ限定に限る)をお持ちの方
	3	5日	11H	24H	35,200円	1,700円	—	講習科目の一部免除のない方

セット講習

小型移動式クレーン 運転技能講習 + 玉掛け技能講習 (長野労働局長登録番号第65号) (長野労働局長登録番号第45号) 	—	5日	13H	7H	53,900円	無 料	★	小型移動式クレーン運転技能講習と玉掛け技能講習を併せて受講される方 長野、松本、佐久会場では小型移動式クレーン運転技能講習単独の受講が可能です(別途、教材費がかかります) 玉掛け技能講習単独の受講はできません 左記の講習時間は上段が小型移動式クレーン、下段が玉掛け
			9H	6H		無 料	★	
			10H	6H		無 料	★	①クレーン、デリック又は揚貨装置運転士免許をお持ちの方 ②床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ※①・②のいずれかに該当される方 長野、松本、佐久会場では小型移動式クレーン運転技能講習単独の受講が可能です(別途、教材費がかかります) 玉掛け技能講習単独の受講はできません 左記の講習時間は上段が小型移動式クレーン、下段が玉掛け
玉掛け技能講習 + クレーン運転 特別教育 (長野労働局長登録番号第45号) 	—	5日	12H	7H	36,300円	無 料	★	玉掛け技能講習とクレーン運転特別教育を併せて受講される方 ※左記の講習時間は上段が玉掛け、下段がクレーン
			7H	4H		無 料	★	
			9H	6H		無 料	★	①移動式クレーン、デリック又は揚貨装置士免許をお持ちの方 ②小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ※①・②のいずれかに該当される方 ※左記の講習時間は上記に同じ

特別教育

種目名	日数	学科	実技	受講料	教材費	建助
クレーン運転 (つり上げ荷重 5トン未満) 	2日	9H	4H	16,500円	1,700円	★
小型車両系建設機械 (整地等)運転 (機体質量 3トン未満) 	2日	7H	6H	16,500円	1,700円	★
ローラー運転 (無制限) 	2日	6H	4H	15,400円	1,700円	★
高所作業車運転 (作業床の高さ 10メートル未満) 	2日	6H	3H	15,400円	1,700円	★
フォークリフト運転 (最大荷重1トン 未満) 	2日	6H	6H	16,500円	1,700円	—
巻上げ機運転 (ウインチ) 	2日	6H	4H	15,400円	1,250円	★
ロープ高所作業 	1日	4H	3H	8,800円	1,700円	—
フルハーネス型 墜落制止用器具 使用作業 	1日	4.5H	1.5H	8,800円	1,000円	★
伐木等の業務 (チェーンソー) 	3日	9H	9H	20,500円	3,100円	—

安全衛生教育

種目名	日数	時間	受講料	教材費	建助
車両系建設機械(整地等) 運転業務従事者	1日	6H	5,500円	1,700円	★
玉掛け業務従事者	1日	5H	5,500円	1,900円	★
フォークリフト運転業務 従事者(※)	1日	6H	5,500円	1,800円	—
はい作業従事者(※)	1日	5H	5,500円	1,400円	—
刈払機取扱作業	1日	6H	5,500円	2,900円	—
チェーンソーを用いて 行う伐木等業務従事者	1日	6H	5,500円	3,000円	—
振動工具(チェーンソー以外) 取扱作業	1日	4H	5,500円	1,400円	—
丸のご等取扱作業従事者	1日	4H	5,500円	1,200円	—

企業、団体様向けの講習になります
ご要望により相談の上実施いたしますので、詳しくはお問い合わせください
(※)については次頁の月別講習等計画表の中に日程を設定しております

令和3年度月別講習等計画表

区分	種目・会場	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教 実 習 技	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)(つり上げ荷重5t以上)	飯 田	12~17	17~22		12~17	8/30~9/4		18~23	15~20	13~18	17~22	7~12		
	移動式クレーン運転士(つり上げ荷重5t以上)	飯 田 松 本	5~10(飯田)		7~12(松本)		23~28(飯田)		11~16(松本)		6~11(飯田)		14~19(松本)		
技	車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t以上)	飯 田	12~16	17~21		12~16	23~27	13~17	18~22	15~19	13~17	24~28	14~18	14~18	
		松 本	12~16	17~21	7~11	5~9	17~21	6~10	11~15	8~12	6~10	17~21	14~18	7~11	
		長 野	5~9	10~14	5/31~6/4	6/28~7/2	2~6	8/30~9/3	9/27~10/1	1~5	11/29~12/3	11~15	1/31~2/4	2/28~3/4	
		佐 久	26~30		21~25			21~25		22~26			21~25		
能	車両系建設機械(解体用)運転 (機体質量3t以上)	飯 田	19		14		17			1		31			
		松 本		6		19		13			1			2	
		長 野	26		21		12		18		13		21		
		佐 久		17			18			29				10	
講	車両系建設機械(基礎工事中)運転(機体質量3t以上)	飯 田		10~13											
		飯 田			5/31~6/1				9/30~10/1					1~2	
		松 本		24~25			26~27			18~19				2~3	
		長 野	21~22			19~20			20~21			20~21			
習	高所作業車運転 (作業床の高さ10m以上)	飯 田	27~28	26~27	28~29	29~30	26~27	27~28	27~28	25~26	22~23	26~27	24~25	30~31	
		松 本	22~23	13~14	17~18	20~21	11~12	16~17	28~29	29~30	23~24	27~28	2/28~3/1	28~29	
		長 野	15~16	6~7	7~8	5~6	10~11	7~8	4~5	10~11	9~10	6~7	9~10	7~8	
		佐 久	14~15		16~17			6~7			8~9		8~9		
講	小型移動式クレーン運転 (つり上げ荷重5t未満)	飯 田		19~21	21~23		18~20	21~23		24~26	20~22		8~10	22~24	
		松 本	※松本・長野・佐久会場で小型移動式クレーン運転技能講習のみを受講する日程は、下記の小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け技能講習 セット講習(計5日間)の日程の初日から3日間となります。												
		長 野													
		佐 久													
習	床上操作式クレーン運転(つり上げ荷重5t以上)	飯 田		12~14				28~30					2~4		
	玉 掛 け(つり上げ荷重1t以上)	飯 田		6~8	2~4		4~6	6~8		8~10	1~3		1~3	7~9	
	フォークリフト運転 (最大荷重1t以上) ※赤字は休日講習	飯 田	5~8	8~9→15~16 10~13	5/31~6/3	5~8 17~18→24~25	17~20	14~17	4~7 9~10→16~17	2~5	6~9	11~14	14~17	14~17 12~13→19~20	
		松 本	17~18→24~25 19~22	25~28	14~17 6/28~7/1	3~4→10~11 26~29	23~26	4~5→11~12 21~24	25~28	13~14→20~21 22~25	20~23	24~27	7~10	5~6→12~13 22~25	
習	ショベルローダー等運転 (最大荷重1t以上)	飯 田							4~7						
		松 本		10~13						15~18					
		長 野			15~18							17~20			
		佐 久				6~9									
セ ッ ト 講 習	はい作業主任者	飯 田			21~22				13~14				1~2		
	小型移動式クレーン運転技能講習(つり上げ荷重5t未満) + 玉掛け技能講習(つり上げ荷重1t以上) セット講習	飯 田	19~23			5~9			11~15			17~21			
		松 本	5~9		5/31~6/4			8/30~9/3	18~22		13~17		21~25		
		長 野		17~21		12~16		13~17		15~19		24~28		14~18	
特 別 教 育	玉掛け技能講習(つり上げ荷重1t以上) + クレーン運転特別教育(つり上げ荷重5t未満)セット講習	佐 久		24~28			23~27			8~12				2/28~3/4	
		飯 田		24~28					25~29				21~25		
		松 本	26~30			12~16		9/27~10/1				5~7・11~12			
		飯 田	26~27		17~18	20~21	19~20	21~22		29~30	23~24	24~25		28~29	
特 別 教 育	小型車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t未満)	松 本	15~16	20~21	22~23		20~21	9~10		11~12	9~10		3~4	3~4	
		飯 田	26~27				30~31			11~12			21~22		
		松 本		11~12			9~10		6~7		2~3			17~18	
		長 野	19~20		14~15		19~20			20~21		24~25			
特 別 教 育	ローラー運転 (無制限)	佐 久	7~8					27~28				24~25			
		飯 田	8~9				2~3				16~17				
		松 本	26~27					14~15					1/31~2/1		
		長 野			24~25				6~7				21~22		
教 育	高所作業車運転 (作業床の高さ10m未満)	佐 久	5~6						18~19						
		飯 田		6~7				13~14					17~18		
		松 本			28~29					4~5				30~31	
		長 野						21~22						22~23	
安 教	フォークリフト運転(最大荷重1t未満)	飯 田 松 本			24~25(飯田)	1~2(松本)				1~2(松本)	9~10(飯田)				
	巻上げ機(ウインチ)	飯 田 松 本				1~2(飯田)			4~5(松本)			6~7(飯田)		14~15(松本)	
	ロープ高所作業	飯 田			7				11					3	
	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業	飯 田	30		30		25		1		27		28		
松 本		14		24		19		4		8		2			
長 野			24		21		9		24		18		24		
佐 久		12			5			11			11				
安 教	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	飯 田 松 本			25(松本)			24(飯田)		26(松本)				4(飯田)	
	はい作業従事者安全教育	飯 田 松 本						24(松本)	15(飯田)						

講習の各コースの受講開始日は、いずれも日程の初日です。

飯田会場

区分	種目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実技講習	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)(つり上げ荷重5t以上)		12~17 (月~土)	17~22 (月~土)		12~17 (月~土)	8/30~9/4 (月~土)		18~23 (月~土)	15~20 (月~土)	13~18 (月~土)	17~22 (月~土)	7~12 (月~土)	
	移動式クレーン運転士(つり上げ荷重5t以上)		5~10 (月~土)				23~28 (月~土)				6~11 (月~土)			
技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t以上)		12~16 (月~金)	17~21 (月~金)		12~16 (月~金)	23~27 (月~金)	13~17 (月~金)	18~22 (月~金)	15~19 (月~金)	13~17 (月~金)	24~28 (月~金)	14~18 (月~金)	14~18 (月~金)
	車両系建設機械(解体用)運転(機体質量3t以上)		19 (月)		14 (月)		17 (火)			1 (月)		31 (月)		
	車両系建設機械(基礎工事用)運転(機体質量3t以上)			10~13 (月~木)										
	不整地運搬車運転(最大積載量1t以上)				5/31~6/1 (月~火)				9/30~10/1 (木~金)					1~2 (火~水)
講習	高所作業車運転(作業床の高さ10m以上)		27~28 (火~水)	26~27 (水~木)	28~29 (月~火)	29~30 (木~金)	26~27 (木~金)	27~28 (月~火)	27~28 (水~木)	25~26 (木~金)	22~23 (水~木)	26~27 (水~木)	24~25 (木~金)	30~31 (水~木)
	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)			19~21 (水~金)	21~23 (月~水)		18~20 (水~金)	21~23 (火~木)		24~26 (水~金)	20~22 (月~水)		8~10 (火~木)	22~24 (火~木)
	床上操作式クレーン運転(つり上げ荷重5t以上)			12~14 (水~金)				28~30 (火~木)					2~4 (水~金)	
	玉 掛 け(つり上げ荷重1t以上)			6~8 (木~土)	2~4 (水~金)		4~6 (水~金)	6~8 (月~水)		8~10 (月~水)	1~3 (水~金)		1~3 (火~木)	7~9 (月~水)
講習	フォークリフト運転(最大荷重1t以上)		5~8 (月~木)	8~9→15~16 (土・日・土・日)	5/31~6/3 (月~木)	5~8 (月~木)	17~20 (火~金)	14~17 (火~金)	4~7 (月~木)	2~5 (火~金)	6~9 (月~木)	11~14 (火~金)	14~17 (月~木)	14~17 (月~木)
	※赤字は休日講習			10~13 (月~木)		17~18→24~25 (土・日・土・日)			9~10→16~17 (土・日・土・日)					12~13→19~20 (土・日・土・日)
	ショベルローダー等運転(最大荷重1t以上)								4~7 (月~木)					
	はい作業主任者				21~22 (月~火)				13~14 (水~木)				1~2 (火~水)	
講習	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)+ 玉掛け(つり上げ荷重1t以上)	セット講習	19~23 (月~金)			5~9 (月~金)			11~15 (月~金)			17~21 (月~金)		
	玉掛け(つり上げ荷重1t以上)+ クレーン運転特別教育(つり上げ荷重5t未満)	セット講習		24~28 (月~金)					25~29 (月~金)				21~25 (月~金)	
特別教育	クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)		26~27 (月~火)		17~18 (木~金)	20~21 (火~水)	19~20 (木~金)	21~22 (火~水)		29~30 (月~火)	23~24 (木~金)	24~25 (月~火)		28~29 (月~火)
	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t未満)		26~27 (月~火)				30~31 (月~火)			11~12 (木~金)			21~22 (月~火)	
	ローラー運転		8~9 (木~金)				2~3 (月~火)				16~17 (木~金)			
	高所作業車運転(作業床の高さ10m未満)			6~7 (木~金)				13~14 (月~火)					17~18 (木~金)	
	フォークリフト運転(最大荷重1t未満)				24~25 (木~金)						9~10 (木~金)			
	巻上げ機(ウィンチ)					1~2 (木~金)						6~7 (木~金)		
	ロープ高所作業				7 (月)				11 (月)					3 (木)
	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業		30 (金)		30 (水)		25 (水)		1 (金)		27 (月)		28 (月)	
安全教育	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育							24 (金)						4 (金)
	はい作業従事者安全教育								15 (金)					

佐久会場

区分	種目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t以上)		26~30 (月~金)		21~25 (月~金)			21~25 (火~土)		22~26 (月~金)			21~25 (月~金)	
	車両系建設機械(解体用)運転(機体質量3t以上)			17 (月)			18 (水)			29 (月)				10 (木)
	不整地運搬車運転(最大積載量1t以上)			19~20 (水~木)				1~2 (水~木)					3~4 (木~金)	
	高所作業車運転(作業床の高さ10m以上)		14~15 (水~木)		16~17 (水~木)			6~7 (月~火)			8~9 (水~木)		8~9 (火~水)	
講習	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)		※佐久会場で小型移動式クレーン運転技能講習のみを受講する日程は、下記の小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け技能講習 セット講習 (計5日間)の日程の初日から3日間となります。											
	ショベルローダー等運転(最大荷重1t以上)					6~9 (火~金)								
講習	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)+ 玉掛け(つり上げ荷重1t以上)	セット講習		24~28 (月~金)			23~27 (月~金)			8~12 (月~金)				2/28~3/4 (月~金)
	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t未満)		7~8 (水~木)					27~28 (月~火)				24~25 (月~火)		
特別教育	ローラー運転		5~6 (月~火)						18~19 (月~火)					
	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業		12 (月)			5 (月)			11 (月)			11 (火)		

※月別講習計画の他にも1講習10名程度の受講者により特別講習や出張講習も実施可能ですので、お気軽にご相談ください。なお、出張講習の場合は、受講料及び教材費とは別に、移動等のための諸費用の一部を負担して頂くことになります。

■松本会場

区分	種目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教実技	移動式クレーン運転士(つり上げ荷重5t以上)				7~12 (月~土)				11~16 (月~土)				14~19 (月~土)	
技 能	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t以上)		12~16 (月~金)	17~21 (月~金)	7~11 (月~金)	5~9 (月~金)	17~21 (火~土)	6~10 (月~金)	11~15 (月~金)	8~12 (月~金)	6~10 (月~金)	17~21 (月~金)	14~18 (月~金)	7~11 (月~金)
	車両系建設機械(解体用)運転(機体質量3t以上)			6 (木)		19 (月)		13 (月)			1 (水)			2 (水)
	不整地運搬車運転(最大積載量1t以上)			24~25 (月~火)			26~27 (木~金)			18~19 (木~金)				2~3 (水~木)
	高所作業車運転(作業床の高さ10m以上)		22~23 (木~金)	13~14 (木~金)	17~18 (木~金)	20~21 (火~水)	11~12 (水~木)	16~17 (木~金)	28~29 (木~金)	29~30 (月~火)	23~24 (木~金)	27~28 (木~金)	2/28~3/1 (月~火)	28~29 (月~火)
講 習	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)		※松本会場では小型移動式クレーン運転技能講習のみを受講する日程は、下記の小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け技能講習 セット講習 (計5日間)の日程の初日から3日間となります。											
	フォークリフト運転(最大荷重1t以上) ※赤字は休日講習		17~18→24~25 (土・日・土・日)	25~28 (火~金)	14~17 (月~木)	3~4→10~11 (土・日・土・日)	23~26 (月~木)	4~5→11~12 (土・日・土・日)	25~28 (月~木)	13~14→20~21 (土・日・土・日)	20~23 (月~木)	24~27 (月~木)	7~10 (月~木)	5~6→12~13 (土・日・土・日)
	ショベルローダー等運転(最大荷重1t以上)		19~22 (月~木)		6/28~7/1 (月~木)	26~29 (月~木)		21~24 (火~金)		22~25 (月~木)				22~25 (火~金)
講 習 セ ット	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)+ 玉掛け(つり上げ荷重1t以上) セット講習		5~9 (月~金)		5/31~6/4 (月~金)			8/30~9/3 (月~金)	18~22 (月~金)		13~17 (月~金)		21~25 (月~金)	
	玉掛け(つり上げ荷重1t以上)+ クレーン運転特別教育(つり上げ荷重5t未満) セット講習		26~30 (月~金)			12~16 (月~金)		9/27~10/1 (月~金)				5~7・11~12 (水~金・火~水)		
特 別 教 育	クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)		15~16 (木~金)	20~21 (木~金)	22~23 (火~水)		20~21 (金~土)	9~10 (木~金)		11~12 (木~金)	9~10 (木~金)		3~4 (木~金)	3~4 (木~金)
	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t未満)			11~12 (火~水)			9~10 (月~火)		6~7 (水~木)		2~3 (木~金)			17~18 (木~金)
	ローラー運転		26~27 (月~火)					14~15 (火~水)					1/31~2/1 (月~火)	
	高所作業車運転(作業床の高さ10m未満)				28~29 (月~火)					4~5 (木~金)				30~31 (水~木)
	フォークリフト運転(最大荷重1t未満)					1~2 (木~金)				1~2 (月~火)				
	巻上げ機(ウインチ)								4~5 (月~火)					14~15 (月~火)
	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業		14 (水)		24 (木)		19 (木)		4 (月)		8 (水)		2 (水)	
安 衛 教	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育				25 (金)					26 (金)				
	はい作業従事者安全教育							24 (金)						

■長野会場

区分	種目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
技 能	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t以上)		5~9 (月~金)	10~14 (月~金)	5/31~6/4 (月~金)	6/28~7/2 (月~金)	2~6 (月~金)	8/30~9/3 (月~金)	9/27~10/1 (月~金)	1~5 (月~金)	11/29~12/3 (月~金)	11~15 (火~土)	1/31~2/4 (月~金)	2/28~3/4 (月~金)
	車両系建設機械(解体用)運転(機体質量3t以上)		26 (月)		21 (月)		12 (木)		18 (月)		13 (月)		21 (月)	
	不整地運搬車運転(最大積載量1t以上)		21~22 (水~木)			19~20 (月~火)			20~21 (水~木)			20~21 (木~金)		
	高所作業車運転(作業床の高さ10m以上)		15~16 (木~金)	6~7 (木~金)	7~8 (月~火)	5~6 (月~火)	10~11 (火~水)	7~8 (火~水)	4~5 (月~火)	10~11 (水~木)	9~10 (木~金)	6~7 (木~金)	9~10 (水~木)	7~8 (月~火)
講 習	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)		※長野会場では小型移動式クレーン運転技能講習のみを受講する日程は、下記の小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け技能講習 セット講習 (計5日間)の日程の初日から3日間となります。											
	ショベルローダー等運転(最大荷重1t以上)				15~18 (火~金)							17~20 (月~木)		
講 習 セ ット	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)+ 玉掛け(つり上げ荷重1t以上) セット講習			17~21 (月~金)		12~16 (月~金)		13~17 (月~金)		15~19 (月~金)		24~28 (月~金)		14~18 (月~金)
特 別 教 育	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t未満)		19~20 (月~火)		14~15 (月~火)		19~20 (木~金)				20~21 (月~火)		24~25 (木~金)	
	ローラー運転				24~25 (木~金)				6~7 (水~木)				21~22 (月~火)	
	高所作業車運転(作業床の高さ10m未満)							21~22 (火~水)						22~23 (火~水)
	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業			24 (月)		21 (水)		9 (木)		24 (水)		18 (火)		24 (木)

※月別講習計画の他にも1講習10名程度の受講者により特別講習や出張講習も実施可能ですので、お気軽にご相談ください。

なお、出張講習の場合は、受講料及び教材費とは別に、移動等のための諸費用の一部を負担して頂くことになります。

受講申込みについて

【受講申込み方法】

1 受講申込書に必要事項をボールペンで記入のうえ、写真1枚(タテ3.0cm×ヨコ2.5cm)を貼付して、受講日の2週間前までにお申し込みください。(鉛筆での記入不可)

「申込書」は、ホームページ(<http://www.ginosenta.or.jp>)からもダウンロードできます。

なお、インターネットをお使いでない方には、郵便またはFAXでもお送りいたします。

写真は ●申請前6ヶ月以内のもの ●正面、脱帽、上三分身、背景無地 ●裏面に氏名、受講種目名、撮影年月日を記入。**(※写真は修了証作成時にスキャナーで取込むため写真専用紙をご使用下さい。折りじわ・汚れ等がありますと、修了証に反映されますのでご注意ください。)**

＊科目免除に該当する場合(免許所持者、他の技能講習修了者)には、「運転免許証」や「修了証」の写しを添付してください。経験証明を必要とする方は、特別教育修了証又は特別教育実施記録の写し及び事業主の業務従事経験証明書が必要になります。記載もれや資格証明等が添付されていない場合は「科目免除のない方」のコースでの受講となりますので、ご注意ください。

必ず申込書右上の希望コース欄へ○印を記してください。

＊外国籍の方は、旅券(パスポート)・在留カード・特別永住者証明書・住民票等のいずれかの写しにより本人確認をさせていただきます。

＊宿泊を希望される方(飯田会場で受講される方のみ)には指定ホテルを予約いたしますので、申込書の宿泊希望欄へ明記してください。

2 申込みは、到着順に受付し、定員になり次第締切りとさせていただきます。

なお、締切り状況等につきましては、事前にホームページ「講習締切一覧」にてご確認ください。もしくは当センター飯田会場へお問い合わせ願います。

3 申込みの際に受講希望日2週間前を過ぎている場合は、受講の可否を電話確認のうえ、受講申込みをしてください。

電話による予約は受付できません。

【申込書送付先】

お近くの労働基準協会 又は 〒395-0154 長野県飯田市下殿岡478-1 中部労働技能教習センター

＊申込書を受理いたしますと、受講票または入校通知書により当日の受付時間、持ち物、受講料(振込用紙)、開講場所地図等のご案内をいたします。

【受講料・教材費】

1 当センターへ直接お申込みいただく場合

原則として受講申込書をお送りいただいた後、入校通知書に同封されている振込用紙により受講日の前日までに納入してください。

2 お近くの労働基準協会へお申込みいただく場合 受講申込書を提出する際に、**受講料・教材費を添えて**お申込みください。

※[個人情報保護について]当センターでは「個人情報保護方針」に基づき、受講申込書に記載された個人情報は講習目的以外に使用することはありません。

【修了証の再交付等について】

当センターで取得した資格であれば、紛失又は書替え等の生じた修了証の再発行ができます。所定の申請書と手数料振込用紙をお送りしますので、お問合わせください。

複数ある修了証を一つにまとめたい方(技能講習のみ)は、「技能講習修了証明書発行事務局」(電話03-3452-3371)へお問い合わせください。

◎詳細については、技能講習修了証明書発行事務局ウェブサイト(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>)を参照してください。

【日本語の理解力が十分でない外国人限定の講習の受講について】

1 1回の講習の**受講者数は、3名以上**とさせていただきます。

2 受講される時は**必ず通訳者同行(講習期間全日数)**をお願いいたします。

3 同行する**通訳者の方には、事前準備として日本語のテキスト(教本)を購入**して、通訳時に困らないよう予習をお願いします。

4 学科試験問題は**全て日本語です**。(ルビ入り試験問題もあります。)

5 **一般講習(日本語の理解力が十分な方の講習)受講者の講習と通訳者同行の外国人講習を一緒に実施することはいたしません。専用日程をご相談の上、設けますので最低2か月前にはご連絡ください。**

6 講習開始後は、受講者や通訳者の都合により講習を**途中で止めても受講料はお返しできません**のでご了承願います。

7 その他の受講条件等については当センターにお問い合わせください。

受講申込みは お近くの労働基準協会で 受け付けておりますのでご利用ください。

所在地	T E L	F A X
長野 (一社)長野労働基準協会 〒380-0918 長野市アークス2-3	026-227-0235	026-227-1494
松本 (一社)松本労働基準協会 〒390-0851 松本市島内3427-51	0263-40-3600	0263-48-1388
諏訪 (一社)諏訪労働基準協会 〒394-0021 岡谷市郷田1-4-11 岡谷商工会館301号室	0266-22-2032	0266-22-2067
上小 (一社)上小労働基準協会 〒386-0025 上田市天神2-4-55	0268-23-2500	0268-23-2507
飯田 (一社)飯田労働基準協会 〒395-0063 飯田市羽場町3-2-4	0265-22-6246	0265-22-6248
中野 (一社)中野労働基準協会 〒383-0013 中野市大字中野1863-1	0269-22-2255	0269-23-0729
佐久 (一社)佐久労働基準協会 〒384-0017 小諸市三和1-4-7	0267-22-3841	0267-25-1008
伊那 (一社)伊那労働基準協会 〒396-0015 伊那市中央5083-1	0265-76-6666	0265-72-5855
更埴 (一社)更埴労働基準協会 〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田96	026-292-0400	026-293-0403
大町 (一社)大町労働基準協会 〒398-0002 大町市大町6713-3	0261-22-0774	0261-23-3601

■人材開発支援助成金制度のご案内

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等が助成される制度です。

●特定訓練コース、一般訓練コース

労働生産性の向上に資する訓練、若年者に対する訓練、OJTとOff-JTを組み合わせた訓練等、効果が高い訓練について助成される制度です。

●建設労働者技能実習コース

雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成される制度です。

助成金を活用できる事業主等や支給対象職業訓練については、さまざまな要件があります。

このほかにも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件がありますので、詳しくは長野労働局 職業安定部までお問い合わせください。

長野労働局 職業安定部 職業対策課 電話026-226-0866

受講後の証明が必要になりますので、申請に必要な証明書類等は、事業主の方から当センターへお送りください。

また、年度途中で制度の改正等がある場合がありますので詳細をご確認ください。詳細につきましては所轄都道府県労働局の担当課にお問い合わせください。

■一般教育訓練給付制度のご案内 厚生労働大臣指定講座

雇用保険被保険者又は被保険者であった方が、厚生労働大臣が指定した教育訓練を雇用の安定及び促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受講し修了した場合に、その受講のために受講者本人が支払った費用の一部に相当する額(現在の実績は20%上限)を一般教育訓練給付金として受取れる制度です。

また、この制度をご利用の場合には、支給申請期限等の条件がございますので、あらかじめ所轄のハローワークにてご確認ください。

※この制度をご利用される方は、受講申込時に制度利用する旨を当センターへご連絡ください。

また、年度中途に講習費用等を変更する場合がありますが、変更した場合にはホームページにてお知らせいたします。

■当センターの

一般教育訓練対象4コース

1, 2, 4は全会場実施

3は飯田、松本会場のみ実施

訓練コース名	講習時間	講習費用	20%の給付金額
1 車両系(整地等)1コース	14時間	36,700円	7,340円
2 車両系(整地等)2コース	38時間	76,300円	15,260円
3 フォークリフト 2コース	31時間	34,500円	6,900円
4 小型移動式クレーン+玉掛け セット講習	35時間	53,900円	10,780円

公益財団法人 産業雇用安定センターと委託訓練契約締結

会社の都合等の理由で退職することになった方々を**在職中に産業雇用安定センターに登録**し、産業雇用安定センターの出向・移籍支援コーディネーターと求職者との相談を通じて訓練が必要と認められた方に対して、再就職活動の支援となる訓練(フォークリフト運転、クレーン運転など)を中部労働技能教習センターは実施しております。

お問合わせにつきましては、公益財団法人産業雇用安定センター長野事務所 電話026-229-0555へお願いします。

産業雇用安定センターについての詳細はHPをご覧ください。 <http://www.sangyokoyo.or.jp>

産業雇用 検索

長野県下 4会場で講習を実施しております。

中部労働技能教習センター(飯田会場)



長野会場



松本会場



佐久会場



長野労働局長登録教習機関 長野県知事認定職業能力開発校

一般社団法人 **中部労働技能教習センター**

〒395-0154 長野県飯田市下殿岡478-1

☎0265-25-4444 ☎0265-25-4455 E-mail info@ginosenta.or.jp

https://www.ginosenta.or.jp 中部労働技能教習センター

長野会場 / 〒381-1225 長野県長野市松代町東寺尾2681-3 ☎026-278-9255

松本会場 / 〒390-0851 長野県松本市大字島内(小宮)729-1 ☎0263-47-4443

佐久会場 / 〒385-0032 長野県佐久市常和1353-1-13 ☎0267-78-3935



Webサイト

2020.12.18.12000